



きっずはうすひまわり 病児・病後児保育重要事項説明書

お子様を安心・安全にお預かりするため、下記の重要事項をご確認くださいますようお願いいたします。ご不明な点がございましたらスタッフにお尋ねください。

- ・ご利用にあたっては、病児保育ネット予約サービスから施設登録が必要です。必要事項を入力後、当施設からの承認を経て利用可能となります。入力内容によっては看護師より確認のためのお電話をすることがあります。
- ・登録内容はご利用のたびに見直し、最新の情報をご入力ください。特に既往歴・アレルギー・慢性疾患等、注意事項につきましては必ず入力内容の確認・変更をお願いいたします。
- ・ご利用には必ず医療機関を受診し、医師が記載した医師連絡票が必要です。医師連絡票の内容に不明な点がある場合には、こちらから医療機関に確認をさせていただく場合があります。
- ・医師連絡票の発行は、医療機関によって料金がかかる場合があります。
- ・医師連絡票は記載日から7日間有効です（土・日含む）。
- ・疾患や症状によりご予約をお受けできない場合があります。また、ご予約をお受けしても、当日の症状によってご利用をお断りする場合があります。
- ・ご利用希望の場合は病児保育ネット予約サービスよりご予約をお願いします。12時から翌日の予約の入力ができます。17時以降に入力されました予約の確定は、ご利用当日の8時30分以降にお返事いたします。
- ・給食を希望される場合は別途給食費をいただきます。離乳食、アレルギー対応食は提供していません。
- ・当日予約の場合、給食の準備ができない場合があります。予約時にご確認ください。
- ・昼食を持参される場合は、お子様の食べられるものをご準備ください。
- ・おやつは提供はありません。必要に応じて持参してください。
- ・ミルクは各自持参になります。1～2回分多めにご準備ください。
- ・体調の悪化や急変時、お子様の状態により保護者に連絡をすることがあります。利用中に連絡のとれる連絡先をお知らせください。
- ・利用中の症状により、保育継続が困難と判断した場合には予定時間前でもお迎えをお願いする場合があります。
- ・保育中に体調の急変等があった場合、まず保護者に連絡することを原則としますが、速やかに連絡が取れない場合や緊急を要する場合には、医療行為を優先することがあります（嘱託医の受診や救急隊の要請など）。
- ・保護者との連絡が取れないことにより不利益が生じても、当園では責任を負いません。

・利用者間の感染には細心の注意を払いますが、感染の可能性が全くないということではありません。

・医師の判断により保育中に薬の投与が必要な場合には、与薬依頼票に基づき保育者が投薬いたします。与薬依頼票を記入し、薬剤情報提供書も一緒に提出してください。お薬は1回分量に分けて、当日分のみお持ちください。（水薬は清潔な容器に1回分を入れて持参してください。）塗り薬はそのままお持ちください。袋や容器には必ず記名してください。

・以下のようなお薬はお預かりできません。

① 「熱が出たら」「咳が出たら」など、症状を判断して使用するお薬

② 市販のものや過去に処方されたものなど、保護者の判断で持参されたお薬

・ご利用をキャンセルされる場合は、病児保育ネット予約サービスより利用当日8時30分までにキャンセルの入力をお願い致します。8時30分以降のキャンセルは電話での連絡をお願い致します。

※当日8時30分以降のキャンセルの場合、給食のキャンセル料が発生いたします。

・事故・災害等やむを得ない事情を除き、連絡のないキャンセルや利用時間延長を繰り返す場合には、ご利用をお断りする場合があります。

・災害等により避難場所に移動した場合は、病児・病後室玄関に避難先を掲示し、保護者に電話連絡いたします。

・保育時間中におきた事故によってお子様が負傷した時は、園加入の賠償責任保険で定められた範囲内で保障いたします

・駐車場について

玄関前は保育園の送迎専用スペースとなっています。やむを得ない場合を除き駐車をご遠慮ください。朝夕は特に園の駐車場や周辺道路が大変混雑いたします。送迎の際は時間に余裕を持ち、お子様から目を離さないようお願いいたします。

・おむつの持参忘れや不足した場合には園の在庫を使用し、実費負担していただきます。

・利用料金（延長料金、給食費、おむつ代等）はお迎え時に現金でお支払いいただきます。できるだけおつりのないようにご用意してください。

・個人情報の保護について

ご利用にあたって知りえた個人情報につきましては適切に管理し、以下の目的のために必要な範囲内において使用いたします。

① 他の施設を併用する場合において、他の施設との間で必要な連絡・情報の共有を行うこと

② 緊急時において、病院その他医療機関に対し必要な情報提供を行うこと

③ 企業主導型事業を所轄する内閣府、児童育成協会、その他関係機関において情報の提供、開示の依頼があった場合